

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年2月9日
【計算期間】 第4期特定期間
（自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日）
【ファンド名】 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）
【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 正樹
【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】 田中 美紀子
【連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【電話番号】 03 - 5435 - 8200
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は1兆円です。なお、委託会社は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 海外 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

1. 単位型・追加型による商品分類 : 追加型
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 海外
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産(収益の源泉)による商品分類 : 株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般	年12回 (毎月)	アジア		
公債		オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他 ()	アフリカ		
クレジット 属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))				
資産複合 ()				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

< 属性区分定義 >

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式一般））
- 決算頻度による属性区分 : 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）
年6回（隔月）
目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分 : アジア、オセアニア及び中近東（中東）
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域、オセアニア地域及び中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分 : ファンド・オブ・ファンズ
社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジによる属性区分 : 為替ヘッジなし
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

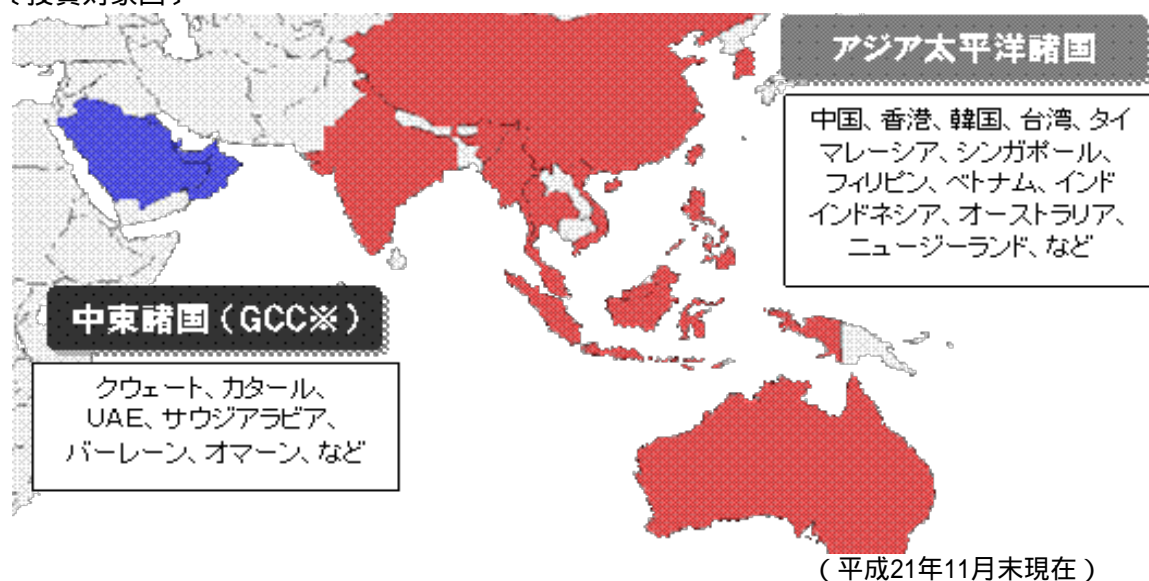
- アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。
世界経済を牽引しているアジア太平洋諸国と今後急速な発展が期待される中東諸国の株式に注目し

ます。

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式への投資にあたっては、コーポレートガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

〔投資対象国〕



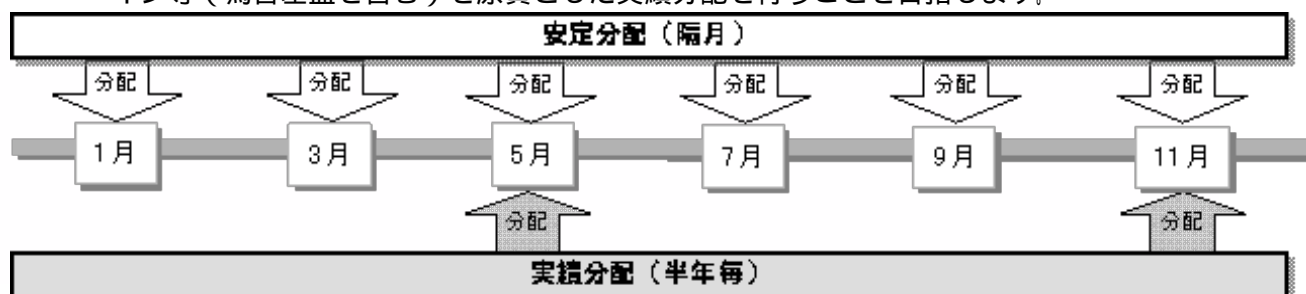
『GCC』とは湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）の略称です。ペルシャ湾岸地域の緊張に対応して、湾岸アラブ産油国が設立した地域協力機構で、参加国メンバーは、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの6カ国。

- ・上記の国すべてに投資するものではなく、上記以外の国へ投資する場合があります。
- ・各国への投資に当たってはDR（預託証券）や株式の値動きに連動する効果を有する債券などを通じて行う場合があります。

2. 隔月（奇数月、原則10日）に安定的な分配を行うことを目指します。

インカム収益を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時（各月10日（休業日の場合は翌営業日））に安定した分配を行うことを目指します。

毎年5月と11月の決算時には、隔月の安定分配相当額に加え基準価額水準等を勘案し、キャピタルゲイン等（為替差益を含む）を原資とした実績分配を行うことを目指します。



毎決算時に、分配金の支払いを目指します。

上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合もあります。

3. SPARXグループの一員であり、アジアのオルタナティブ運用において世界最大級の資産運用会社であるPMAキャピタル・マネジメント・リミテッド（以下、PMA社）が実質的に運用を行います。

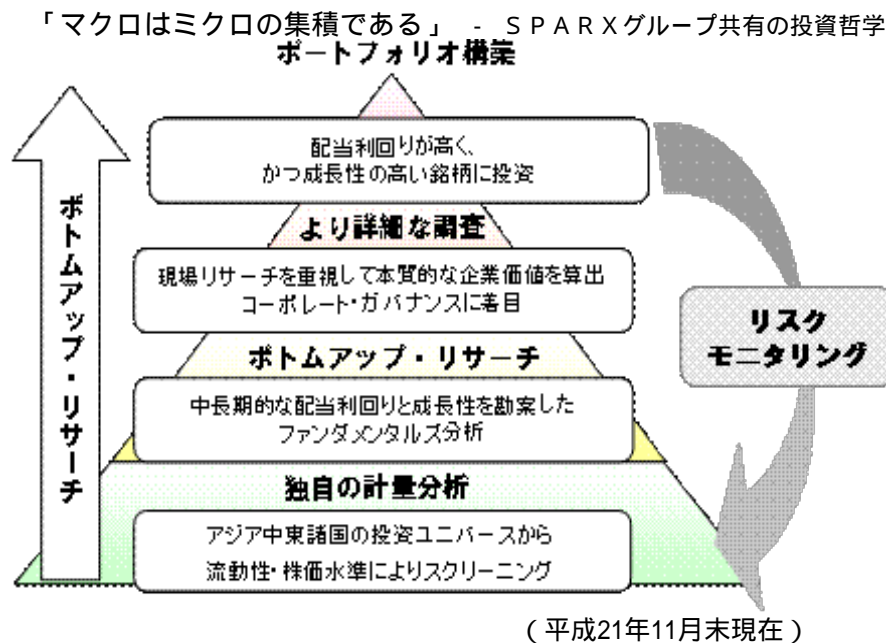
アジア地域に特化したオルタナティブ運用で培った運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投

資を行います。

香港およびドバイに拠点を構え、アジア中東諸国に根ざした投資活動を行います。

（平成21年11月末現在）

PMA社が運用する「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の運用プロセスは以下の通りです。



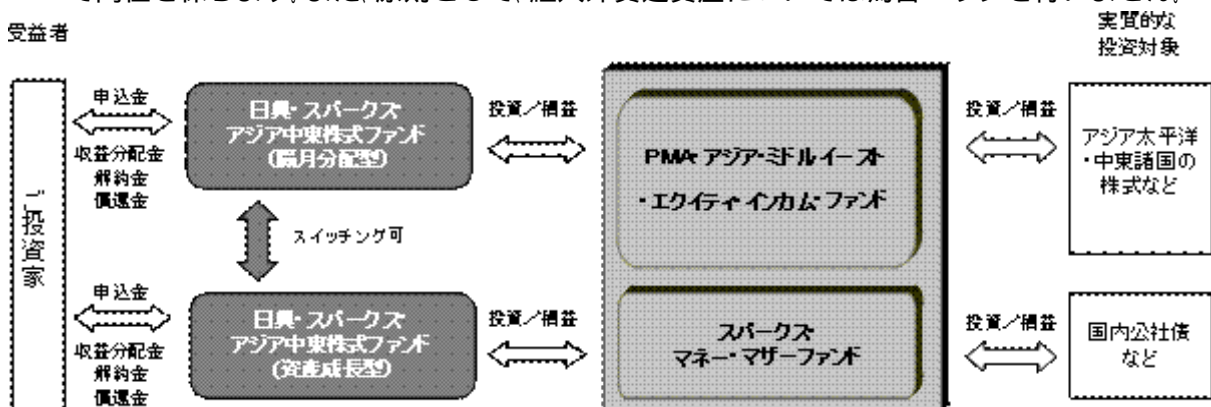
4. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

主として以下の投資信託証券に投資を行い、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式等に実質的な投資を行います。

- ・PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド（ケイマン籍証券投資法人）
- ・スパークス・マネー・マザーファンド（証券投資信託）

「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の組入比率は、原則として高位を保ちます。また、原則として、組入外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

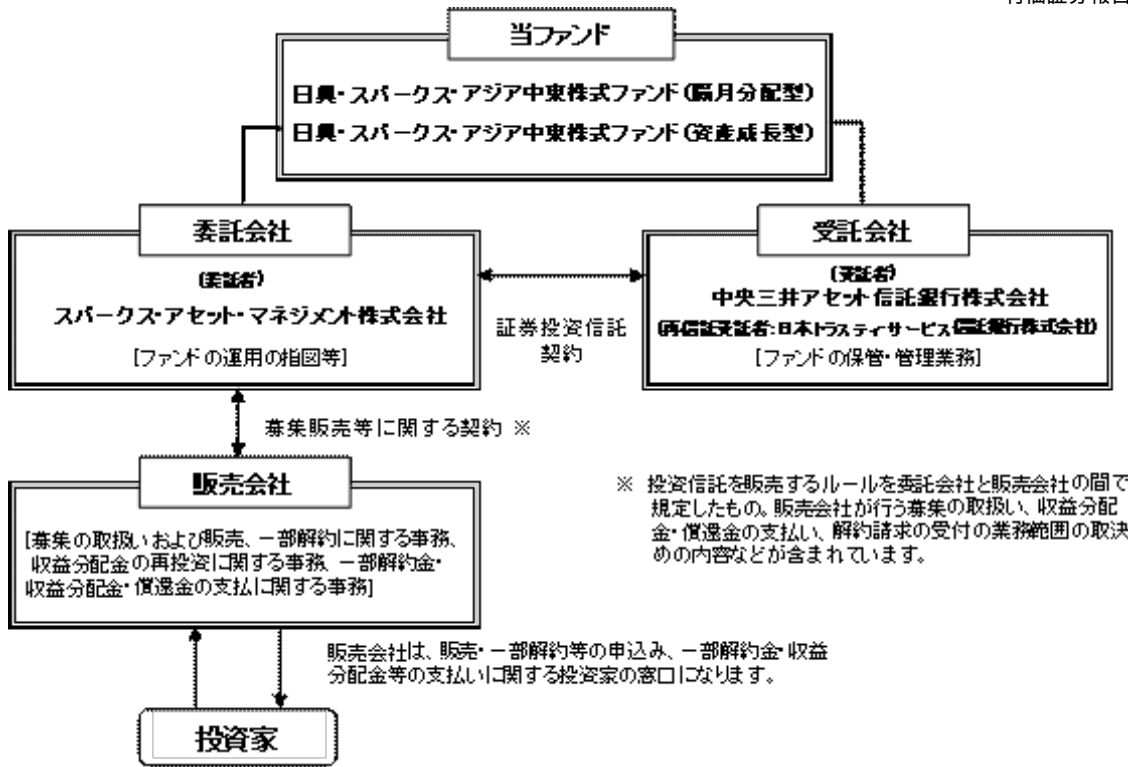
受益者



スイッチング（ファンド間の乗換え）は、手数料なしで行えます。また換金時と同様の課税上の取扱いとなります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



※ 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものを、販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

販売会社は、販売・一部解約等の申込み、一部解約金・収益分配金等の支払いに関する投資家の窓口になります。

・ファンドの関係法人は次の通りです。

- a. スパークス・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）
 - ・ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- b. 中央三井アセット信託銀行株式会社（受託会社）
（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託会社））
 - ・ファンドの受託者として、委託者の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託を行います。
- c. 日興コーディアル証券株式会社（販売会社）
 - ・販売会社は、委託会社との間の「募集・販売の取扱い等に関する契約書」に基づき、ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、分配金の再投資、一部解約金・償還金の支払の取扱い等を行います。

委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成21年12月末日現在）

b. 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

c. 大株主の状況（平成21年12月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ケイマン籍円建外国投資法人 PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド
証券投資信託 スパークス・マネー・マザーファンド受益証券

- ・投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

1. この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1) 為替手形

投資対象とする投資信託証券の概要

・ PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド （ケイマン籍証券投資法人）

運用の基本方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等への投資にあたっては、コーポレートガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
主な投資制限	1銘柄の組入は、原則として組入時の純資産総額の10%を限度とします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
収益分配	平成20年4月末以降、毎年4月末、6月末、8月末、10月末、12月末、2月末を基準日として、基準価額水準、市況動向等を勘案し、収益分配を行います。
信託報酬	運用報酬は純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他の費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年12月3日
投資顧問会社	PMAキャピタル・マネジメント・リミテッド

・ スパークス・マネー・マザーファンド （証券投資信託）

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目標として安定運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保を図ります。

主な投資制限	株式（新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	なし
信託報酬	なし
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他費用	有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年11月30日
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社

投資対象とする有価証券（約款第15条第1項）は以下の通りです。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. を以下「公社債」といい、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（約款第15条第2項）

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

スパークス・アセット・マネジメント株式会社では、平成21年12月末日現在、運用事業グループが運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

意思決定プロセス

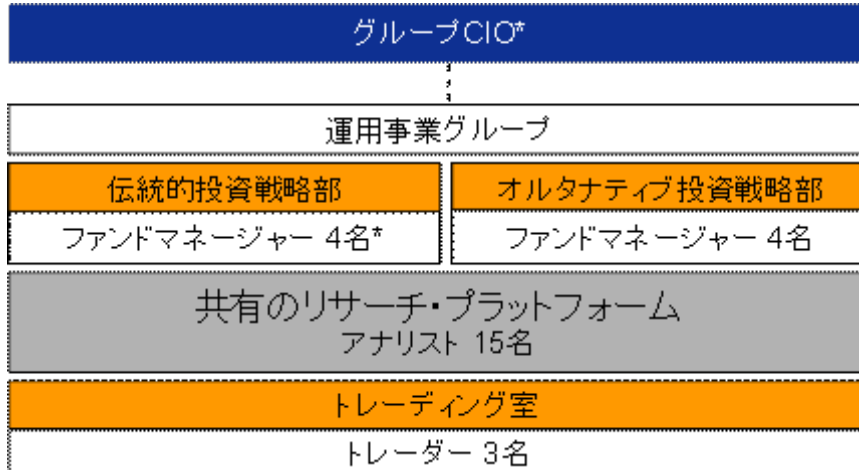
- a 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
- b ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、社長、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報

告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制(平成21年12月末現在)



(*)一部のファンドに関しては共同ファンドマネージャーを兼務。

グローバルな組織体制（平成21年11月末現在）

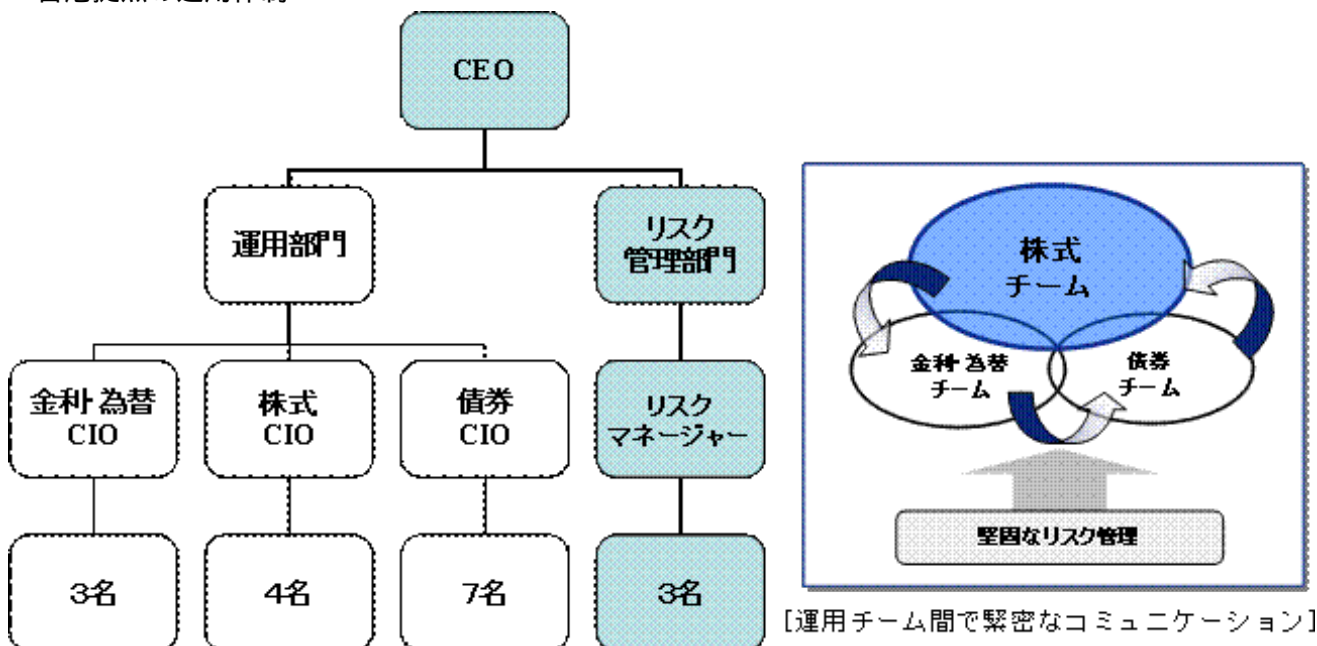
「PMA・アジア・ミッドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」は、SPARXグループの一員であるPMA社が、アジア中東諸国の現地に根ざした運用調査を行います。



PMA社における運用体制（平成21年11月末現在）

PMA社は、SPARXグループの一員であり、アジアのオルタナティブ運用で世界最大級の資産運用会社です。香港、ドバイにプロフェッショナルを配置しています。リスク管理およびプロセスに重点を置いており、それらを独立した組織として運営しています。

< 香港拠点の運用体制 >



(4)【分配方針】

第1計算期および第2計算期は収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

信託約款で定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

2) 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3) 投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

4) 有価証券先物取引等への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

5) 資金の借入れ（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

1) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主に株式および債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は大きく変動します。従って、金融機関の預金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。受益権取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

なお、基準価額の主な変動要因は以下のとおりです。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 新興国市場への投資リスク

当ファンドは、実質的に新興国市場への投資も行います。新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

(3) 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

(4) 流動性リスク

当ファンドは流動性の低い資産に投資をする場合があります。市場規模や取引量が少ない場合、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、重大な損失が生じる場合があります。

(5) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(7) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象の一つとする「スパークス・マネー・マザーファンド」は、本邦通貨表示の短期の公社債を中心に投資を行いますので、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となることがあります。

<その他の留意事項>

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖

されることがあります。このような場合、一時的に設定・解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的に当ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

当ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

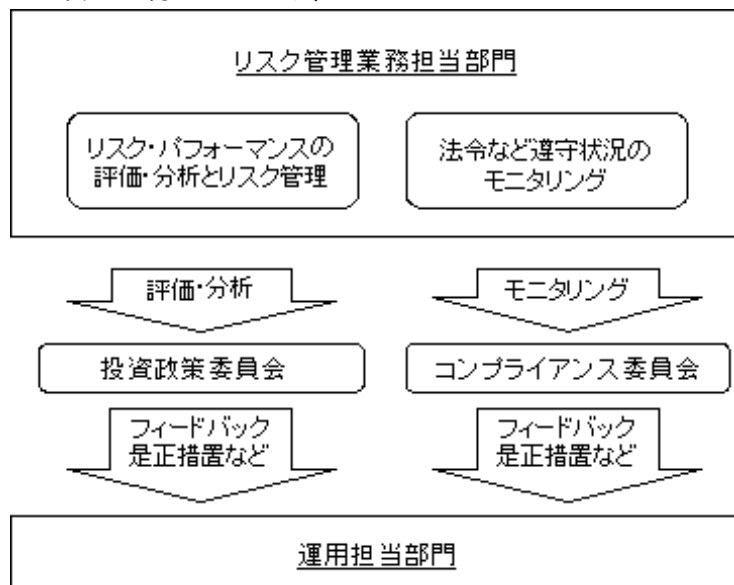
また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

お申込・解約等に関する留意点

- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込、解約請求およびスイッチングのお申込みの受付を中止することがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- ・信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、取得申込、解約請求およびスイッチングのお申込みは受けません。

投資リスクに対する管理体制（平成21年12月末日現在）

当社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



<ご参考> PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの管理体制

PMA社では、リスク管理部門が、リスク管理に携わっています。リスク管理部門は、日々ベースで、ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスクならびにパフォーマンス分析など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

「スイッチング」による取得申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.89775%（税抜0.855%）の率を乘じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社への配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.1785% （税抜0.17%）	年0.6825% （税抜0.65%）	年0.03675% （税抜0.035%）

信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

なお、「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」については、純資産総額に対して年率1%の運用報酬が同ファンドより負担されます。また、保管会社報酬、受託会社報酬などの費用がかかります。これらのコストも受益者が間接的に負担します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

1. 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含まれます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書（訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8. 会計監査費用

委託者は、前項の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年10,000分の10の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

前項の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年においては10%（所得税7%および地方税3%）となります。

（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除し

た額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）上記は平成21年12月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2009年12月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン	20,621,480,726	96.60
親投資信託受益証券	日本	425,170,709	1.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		299,809,303	1.40
合計(純資産総額)		21,346,460,738	100.00

(参考) スパークス・マネー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	351,061,856	82.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		74,302,859	17.47
合計(純資産総額)		425,364,715	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	上段：簿価単価	上段：簿価金額	投資 比率 (%)
					下段：評価単価 (円)	下段：評価金額 (円)	
1	ケイマン	投資証券	PMA・アジア・ミッドルイースト・ エクイティ・インカム・ファンド	3,269,618	6,216	20,329,945,488	96.60
					6,307	20,621,480,726	
2	日本	親投資信託 受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	421,629,026	1.0082	425,086,384	1.99
					1.0084	425,170,709	

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資証券	外国	96.60
親投資信託受益証券	国内	1.99
合計		98.60

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2009年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2008年1月10日)	72,025,840,946	72,025,840,946	0.9669	0.9669
2期	(2008年3月10日)	68,441,080,820	68,441,080,820	0.8583	0.8583
3期	(2008年5月12日)	71,437,137,503	71,950,039,526	0.9053	0.9118
4期	(2008年7月10日)	64,464,435,567	64,957,822,697	0.8493	0.8558
5期	(2008年9月10日)	55,716,843,745	56,183,960,714	0.7753	0.7818
6期	(2008年11月10日)	32,374,960,150	32,811,634,118	0.4819	0.4884
7期	(2009年1月13日)	27,182,662,451	27,585,369,243	0.4387	0.4452
8期	(2009年3月10日)	23,942,538,085	24,308,875,713	0.4248	0.4313
9期	(2009年5月11日)	28,596,559,313	28,823,539,678	0.5669	0.5714
10期	(2009年7月10日)	25,666,955,640	25,872,233,166	0.5627	0.5672
11期	(2009年9月10日)	24,922,893,543	25,103,116,398	0.6223	0.6268
12期	(2009年11月10日)	22,874,604,300	23,035,225,322	0.6409	0.6454
	2008年12月末日	28,557,813,080	—	0.4538	—
	2009年1月末日	25,345,346,173	—	0.4226	—
	2009年2月末日	25,151,078,787	—	0.4402	—
	2009年3月末日	25,886,447,046	—	0.4685	—
	2009年4月末日	26,021,577,842	—	0.5140	—
	2009年5月末日	28,179,658,530	—	0.5748	—
	2009年6月末日	26,776,925,172	—	0.5794	—
	2009年7月末日	27,761,376,930	—	0.6280	—
	2009年8月末日	25,897,289,218	—	0.6279	—
	2009年9月末日	24,822,229,365	—	0.6287	—
	2009年10月末日	22,821,198,902	—	0.6300	—
	2009年11月末日	20,920,288,597	—	0.6000	—
	2009年12月末日	21,346,460,738	—	0.6494	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	—
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	—
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	0.0065
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	0.0065
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	0.0065
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	0.0065
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	0.0065
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	0.0065
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	0.0045
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	0.0045
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	0.0045
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	0.0045

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 (%)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	1.0000	0.9669	△3.3
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	0.9669	0.8583	△11.2
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	0.8583	0.9118	6.2
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	0.9053	0.8558	△5.5
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	0.8493	0.7818	△7.9
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	0.7753	0.4884	△37.0
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	0.4819	0.4452	△7.6
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	0.4387	0.4313	△1.7
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	0.4248	0.5714	34.5
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	0.5669	0.5672	0.1
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	0.5627	0.6268	11.4
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	0.6223	0.6454	3.7

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額、以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年11月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社の本・支店で毎営業日に申し込めます。

ただし、販売会社の営業日であっても、香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等に該当する日には、取得申込（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。お申込単位は販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 取得申込時限

平成22年2月10日から平成23年2月9日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

午後3時までに、取得申込が行われかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

(3) 取得申込に係る制限

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の取得申込（スイッチングを含みます。）に対して制限を設けることがあります。また、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を中止させていただくことがあります。

(4) スイッチング

「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」と「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」との間で、スイッチングを行うことができます。

スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申し込めます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(5) 取得申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

(6) 申込手数料

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。「スイッチング」による取得申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(7) 申込金額の支払い

販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 毎営業日に販売会社で解約の請求ができます。

ただし、販売会社の営業日であっても、香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等に該当する日には、解約請求の受付（スイッチングを含みます。）はできません。解約請求の単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 換金請求時限

午後3時までに、解約請求が行われかつ当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

(3) 換金適用価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

(4) 換金請求に係る制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付を中止させていただくことがあります。解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の実行請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える解約請求（スイッチングを含みます。）の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 解約手数料

解約時の手数料はありません。

(6) 解約代金の支払い

解約代金は解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

* 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

<お申込不可日>

香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等（以下「海外市場の休業日」といいます。）には、取得申込および解約請求の受付（スイッチングを含みます。）を行いません。

「海外市場の休業日」は以下の通りです。（2010年2月から2011年3月までを掲載）

		海外市場の休業日
2010年	2月	15日, 16日, 17日
	3月	
	4月	2日, 5日, 6日
	5月	3日, 17日, 21日, 31日
	6月	14日, 16日
	7月	1日, 5日
	8月	30日
	9月	23日
	10月	1日
	11月	15日
	12月	27日, 28日
	2011年	1月
2月		3日, 4日
3月		9日

* 上記は2009年12月30日現在で委託会社が認識できる休業日です。なお、休業日は変更されることがありますので、お申込の際には販売会社までお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。

基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される他、（掲載名、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）：アジ中東）販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）および委託会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-5435-8200 （受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成19年11月30日（当初設定日）から平成29年11月10日までとします。

ただし、下記（5）その他 a. ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日とすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

毎決算時（原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日、休日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。安定した分配を継続して行うことを目指しますが、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

*原則として、収益分配金は税金を差し引かれた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【その他】

a. ファンドの償還条件

イ. 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ロ. 委託者は、イの事項に従い、信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 八．口の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二．口の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ホ．口から二までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、口から二までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- へ．委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。
- ト．委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「c. 信託約款の変更」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。
- b．運用報告書
- 委託会社は、毎年5月と11月に到来するファンドの計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- c．信託約款の変更
- イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託者は、イの事項（イの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 八．口の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二．口の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- へ．口からホまでの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．イからへの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- d．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

e. 関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は税引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期（平成20年11月11日から平成21年5月11日まで）ならびに当期（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年11月11日から平成21年5月11日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、当期（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）につきましても、同内閣府令附則第16条第2項に基づく経過措置の適用により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、前期（平成20年11月11日から平成21年5月11日まで）、及び当期（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （平成21年5月11日現在）	当期 （平成21年11月10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	871,495,339	827,279,962
投資証券	27,670,228,078	21,877,945,488
親投資信託受益証券	424,749,080	425,086,384
未収利息	1,671	1,581
流動資産合計	28,966,474,168	23,130,313,415
資産合計	28,966,474,168	23,130,313,415
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	226,980,365	160,621,022
未払解約金	99,560,745	56,313,195
未払受託者報酬	1,668,677	1,487,366
未払委託者報酬	39,094,662	34,846,808
その他未払費用	2,610,406	2,440,724
流動負債合計	369,914,855	255,709,115
負債合計	369,914,855	255,709,115
純資産の部		
元本等		
元本	1 50,440,081,174	1 35,693,560,578
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 21,843,521,861	2 12,818,956,278
（分配準備積立金）	270,884,981	200,155,715
元本等合計	28,596,559,313	22,874,604,300
純資産合計	28,596,559,313	22,874,604,300
負債純資産合計	28,966,474,168	23,130,313,415

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
営業収益		
受取配当金	753,412,812	618,742,700
受取利息	444,443	214,182
有価証券売買等損益	4,325,713,013	3,330,583,714
営業収益合計	5,079,570,268	3,949,540,596
営業費用		
受託者報酬	4,983,596	4,806,456
委託者報酬	116,758,361	112,608,316
その他費用	7,532,691	7,940,848
営業費用合計	129,274,648	125,355,620
営業利益	4,950,295,620	3,824,184,976
経常利益	4,950,295,620	3,824,184,976
当期純利益	4,950,295,620	3,824,184,976
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	261,337,616	423,631,332
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,805,650,336	21,843,521,861
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,363,148,155	6,484,913,814
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,363,148,155	6,484,913,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,093,952,899	314,780,472
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,093,952,899	314,780,472
分配金	1 996,024,785	1 546,121,403
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,843,521,861	12,818,956,278

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として投資証券の収益分配金落ち日において、収益分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左 (2)有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドは、原則として毎年5月10日と11月10日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日であるため、当特定期間を平成20年11月11日から平成21年5月11日としております。	当ファンドは、原則として毎年5月10日と11月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日であるため、当特定期間を平成21年5月12日から平成21年11月10日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年5月11日現在)	当期 (平成21年11月10日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数	50,440,081,174口	35,693,560,578口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	21,843,521,861円	12,818,956,278円
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5669円 (5,669円)	0.6409円 (6,409円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日			当期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日		
1 分配金の計算過程 平成20年11月11日から平成21年1月13日まで			1 分配金の計算過程 平成21年5月12日から平成21年7月10日まで		
項目			項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	103,420,783円	費用控除後の 配当等収益額	A	185,402,537円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円	費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	13,838,690円	収益調整金額	C	17,491,736円
分配準備積立 金額	D	674,624,680円	分配準備積立 金額	D	243,544,277円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 791,884,153円	当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 446,438,550円
当ファンドの 期末残存口数	F	61,954,891,126口	当ファンドの 期末残存口数	F	45,617,228,150口
10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 127.80円	10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 97.85円
10,000口当た り分配金額	H	65円	10,000口当た り分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	402,706,792円	収益分配金金 額	I	205,277,526円
平成21年1月14日から平成21年3月10日まで			平成21年7月11日から平成21年9月10日まで		
項目			項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	305,793,966円	費用控除後の 配当等収益額	A	198,117,550円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円	費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	15,888,433円	収益調整金額	C	16,483,534円
分配準備積立 金額	D	338,141,231円	分配準備積立 金額	D	195,243,952円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 659,823,630円	当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 409,845,036円
当ファンドの 期末残存口数	F	56,359,635,095口	当ファンドの 期末残存口数	F	40,049,523,410口
10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 117.06円	10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 102.32円
10,000口当た り分配金額	H	65円	10,000口当た り分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	366,337,628円	収益分配金金 額	I	180,222,855円

平成21年3月11日から平成21年5月11日まで

項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	252,933,248円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	17,736,559円
分配準備積立 金額	D	244,932,098円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 515,601,905円
当ファンドの 期末残存口数	F	50,440,081,174口
10,000口当 たり収益分配 対象額	G	E/F × 10,000 102.20円
10,000口当 たり分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	226,980,365円

平成21年9月11日から平成21年11月10日まで

項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	171,748,756円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	15,620,156円
分配準備積立 金額	D	189,027,981円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 376,396,893円
当ファンドの 期末残存口数	F	35,693,560,578口
10,000口当 たり収益分配 対象額	G	E/F × 10,000 105.43円
10,000口当 たり分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	160,621,022円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日）

該当事項はございません。

当期（自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	前期 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	当期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
期首元本額	67,180,610,486円	50,440,081,174円
期中追加設定元本額	2,008,235,582円	752,483,839円
期中一部解約元本額	18,748,764,894円	15,499,004,435円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

前期 (平成21年5月11日現在)		
種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
投資証券	27,670,228,078	7,136,298,998
親投資信託受益証券	424,749,080	210,814
合 計	28,094,977,158	7,136,509,812

注) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、最終の計算期間である第9期（平成21年3月11日から平成21年5月11日）に含まれた評価差額を表示しております。

当期 (平成21年11月10日現在)		
種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	21,877,945,488	668,727,420
親投資信託受益証券	425,086,384	84,326
合 計	22,303,031,872	668,811,746

注) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、最終の計算期間である第12期（平成21年9月11日から平成21年11月10日）に含まれた評価差額を表示しております。

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日）

該当事項はございません。

当期（自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成21年11月10日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	3,519,618	21,877,945,488	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スパークス・マネー・マザー・ファンド	421,629,026	425,086,384	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」投資証券、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」及び「親投資信託受益証券」は、同投資証券、同親投資信託の受益証券です。

同投資証券、及び同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の状況

同投資証券は、ケイマン法に基づき平成19年10月25日に設立された証券投資法人で、委託会社の関連会社であるPMA キャピタル・マネジメント社が運営管理しております。

以下の財務諸表等は、同証券投資法人が、平成20年1月1日から平成20年12月31日までを計算期間として作成した財務諸表を、委託会社が、PMA キャピタル・マネジメント社から入手して、委託会社において抜粋・翻訳したものです。なお、当該財務諸表は、国際会計基準に準拠して作成され、独立監査人により監査を受けておりますが、当ファンド〔日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）〕の監査対象外となります。

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成19年12月31日現在	平成20年12月31日現在
資産		
現金および現金等価物	4,064,567,933	2,970,656,606
金融資産時価評価額	62,129,939,263	24,818,509,273
保管会社に対する債権	2,261,664,427	29,208,725
未収配当金	410,959,357	223,500,329
未収利息	2,780,087	37,644,567
その他未収収益	11,056,672	357,677
追加設定引受勘定	2,899,996,548	
資産合計	71,780,964,287	28,079,877,177
株主資本		
資本金	10,000	10,000
負債（受益者帰属分を除く）		
保管会社に対する債務	2,905,884,327	84,242,705
未払配当金		152,881,632
その他未払費用	86,716,748	41,375,591
未払解約金		301,000,000
負債合計	2,992,601,075	579,499,928
純資産（受益者帰属分）	68,788,353,212	27,500,367,249
負債・資本合計	71,780,964,287	28,079,877,177

(2)損益計算書

(単位：円)

	自 平成19年10月25日 至 平成19年12月31日	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
収益		
受取配当金	476,553,519	2,832,105,754

受取利息	2,787,571	308,642,308
受取解約報酬		15,064,360
	479,341,090	3,155,812,422
費用		
受託会社報酬	11,403,293	132,619,323
監査報酬	2,022,472	5,099,376
ブローカー手数料	106,829,637	244,438,254
利息費用		8,472,606
管理運用会社報酬	47,478,098	556,777,078
その他運営費用	15,425,024	152,969,341
源泉税	36,367,288	278,377,226
費用計	219,525,812	1,378,753,204
投資利益	259,815,278	1,777,059,218
金融資産・為替損益		
金融資産純未実現損益増減	967,551,726	24,530,203,654
金融資産純実現投資損益	93,176,332	13,592,756,516
純為替差損益	732,127,367	903,300,240
	328,600,691	39,026,260,410
分配金		3,186,665,142
純資産（受益者帰属分）の増減	588,415,969	40,435,866,334

(3) 純資産（受益者帰属分）変動計算書

（単位：円）

	自 平成19年10月25日 至 平成19年12月31日	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
期初受益者帰属持分	0	68,788,353,212
期中発行	68,199,937,243	8,218,865,371
期中解約		9,070,985,000
純資産（受益者帰属分）の増減	588,415,969	40,435,866,334
期末未受益者帰属持分	68,788,353,212	27,500,367,249

(4) 金融資産投資対象国別内訳（平成20年12月31日現在）

（単位：円）

資産種類	投資対象国	時価評価額
株式	オーストラリア	3,202,581,485
	中国	504,342,158
	香港	4,748,584,939
	韓国	1,243,110,881
	フィリピン	541,144,447
	シンガポール	1,688,942,513
	台湾	3,112,537,563
	タイ	304,200,664
	計	15,345,444,650

債券	中国	1,028,508,004
	インドネシア	883,830,796
	フィリピン	827,858,724
	計	2,740,197,524
パーティシパ ション・ノート	エジプト	306,140,079
	香港	711,952,749
	計	1,018,092,828
ワラント	モロッコ	323,771,682
	シンガポール	107,566,879
	アラブ首長国連邦	571,067,917
	トルコ	416,968,663
	台湾	1,869,634,277
	クウェート	660,442,559
	計	3,949,451,977
株価連動債券	台湾	1,126,615,117
	計	1,126,615,117
投資証券	インド	288,153,489
	タイ	350,553,688
	計	638,707,177
合計		24,818,509,273

「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年5月11日現在)	(平成21年11月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		84,192,921	73,788,042
国債証券		340,493,991	351,241,074
未収利息		256,573	195,735
前払費用		-	41,917
流動資産合計		424,943,485	425,266,768
資産合計		424,943,485	425,266,768
純資産の部			
元本等			
元本	1	421,827,972	421,827,972
剰余金			
剰余金又は欠損金()		3,115,513	3,438,796
元本等合計		424,943,485	425,266,768
純資産合計		424,943,485	425,266,768
負債純資産合計		424,943,485	425,266,768

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成20年11月11日 至平成21年5月11日	自平成21年5月12日 至平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。</p>	<p>国債証券</p> <p>同左</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>同左</p>

(その他の注記)

区 分	(平成21年5月11日現在)
1. 期首	平成20年11月11日
期首元本額	719,810,185円
期首より平成21年5月11日までの追加設定元本額	198,946円
期首より平成21年5月11日までの一部解約元本額	298,181,159円
平成21年5月11日現在の元本の内訳	
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)	421,629,026円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)	198,946円
(合計)	421,827,972円
2. 計算期間末日における受益権の総数	421,827,972口
3. 1口当たり純資産額	1.0074円
(1万口当たり純資産額)	(10,074円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

区 分	(平成21年11月10日現在)
1. 期首	平成21年5月12日
期首元本額	421,827,972円
期首より平成21年11月10日までの追加設定元本額	-
期首より平成21年11月10日までの一部解約元本額	-
平成21年11月10日現在の元本の内訳	
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)	421,629,026円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)	198,946円
(合計)	421,827,972円
2. 計算期間末日における受益権の総数	421,827,972口
3. 1口当たり純資産額	1.0082円
(1万口当たり純資産額)	(10,082円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年11月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第223回利付国債(10年)	100,000,000	101,297,000	
	第49回国庫短期証券	50,000,000	49,997,226	
	第53回国庫短期証券	50,000,000	49,993,236	
	第58回国庫短期証券	50,000,000	49,986,504	
	第60回国庫短期証券	50,000,000	49,986,078	
	第64回国庫短期証券	50,000,000	49,981,030	
合計		350,000,000	351,241,074	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年12月30日現在)

I 資産総額	21,482,658,001 円
II 負債総額	136,197,263 円
III 純資産総額(I - II)	21,346,460,738 円
IV 発行済口数	32,873,031,759 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.6494 円

(参考)スパークス・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

(2009年12月30日現在)

I 資産総額	425,364,715 円
II 負債総額	- 円
III 純資産総額(I - II)	425,364,715 円
IV 発行済口数	421,827,972 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0084 円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	74,503,259,142 (0)	13,238,542 (0)
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	6,133,237,903 (0)	878,919,522 (0)
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	1,263,495,456 (0)	2,099,830,842 (0)
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	683,700,818 (0)	3,685,992,072 (0)
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	421,082,829 (0)	4,462,646,071 (0)
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	431,037,248 (0)	5,114,575,861 (0)
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	609,346,613 (0)	5,835,065,973 (0)
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	602,909,891 (0)	6,198,165,922 (0)
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	795,979,078 (0)	6,715,532,999 (0)
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	296,072,199 (0)	5,118,925,223 (0)
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	260,996,098 (0)	5,828,700,838 (0)
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	195,415,542 (0)	4,551,378,374 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成21年12月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株
最近5年間における資本金の額の増減	
平成18年10月	資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成21年12月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社では、平成21年12月末日現在、運用事業グループが運用・調査を担当しており、下記の意味決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ．運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ．ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、社長、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 投資顧問業務

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス

・グループ株式会社)の業務を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

(2) 投資信託委託業務

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。委託者の運用する証券投資信託は平成21年12月末日現在次の通りです。

(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	19	83,870
単位型株式投資信託	4	12,457
追加型証券投資信託	2	21,391
合計	25	117,718

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,024		1,973
未収委託者報酬		574		340
未収投資顧問料	※2	994		488
前払費用		50		49
未収入金	※2	3,054		2
未収還付法人税等		137		72
繰延税金資産		14		—
その他		—		28
流動資産計		7,850		2,955
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	11	※1	20
工具、器具及び備品	※1	48	※1	34
有形固定資産合計		60		55
無形固定資産				
ソフトウェア		142		95
無形固定資産合計		142		95
投資その他の資産				
投資有価証券		1,707		1,645
差入保証金		49		18
その他		5		—
投資その他の資産合計		1,763		1,664
固定資産計		1,965		1,815
資産合計		9,816		4,770

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	143	48
未払手数料	※2 438	177
その他未払金	※2 655	※2 209
未払配当金	※2 3,500	-
賞与引当金	55	-
経営構造改革関連損失引当金	-	99
未払消費税等	11	-
流動負債計	4,805	535
固定負債		
繰延税金負債	4	50
固定負債計	4	50
負債合計	4,810	586
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	1,453
資本剰余金合計	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,046	347
利益剰余金合計	1,046	347
株主資本合計	4,999	4,301
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	△ 116
評価・換算差額等合計	6	△ 116
純資産合計	5,006	4,184
負債・純資産合計	9,816	4,770

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,927		2,269
投資顧問料収入		4,137		2,399
その他営業収益		-		4
営業収益計		7,065		4,673
営業費用				
支払手数料		2,087		1,514
広告宣伝費		24		5
公告費		1		0
調査費		238		304
委託計算費		113		101
営業雑経費				
通信費		7		6
印刷費		13		7
協会費		9		6
諸会費		2		0
その他営業雑経費		3		2
営業費用計	※1	2,501		1,951
一般管理費				
給料				
役員報酬		64		88
給料・手当		865		998
賞与		57		5
賞与引当金繰入額		360		-
交際費		9		6
旅費交通費		87		88
事務委託費		1,829	※1	1,246
租税公課		32		20
不動産賃借料		278		281
固定資産減価償却費		86		85
諸経費		171		139
一般管理費計		3,844		2,958
営業利益又は営業損失(△)		718		△ 236
営業外収益				
受取利息		6		6
有価証券利息		4		-
受取配当金		5		-
為替差益		-		76
雑収入		0		10
営業外収益計		17		93
営業外費用				
為替差損		40		-
雑損失		0		6
営業外費用計		41		6
経常利益又は経常損失(△)		693		△ 143
特別利益				
投資有価証券売却益		439		12
賞与引当金戻入額		-		55
前期損益修正益	※2	55	※2	33
特別利益計	※1	495		101
特別損失				
固定資産除却損	※3	1	※3	8
前期損益修正損	※4	330	※4	16
経営構造改革関連損失		-		203
特別損失計	※1	332		228
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		856		△ 275
法人税、住民税及び事業税		368		8
過年度法人税等修正益		△46		-
法人税等調整額		76		14
法人税等合計		398		22
当期純利益又は当期純損失(△)		458		△ 298

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位:百万円)	
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,500	2,500
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,453	1,453
当期変動額		
資本準備金の取崩	△ 10,000	-
当期変動額合計	△ 10,000	-
当期末残高	1,453	1,453
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本準備金の取崩	10,000	-
剰余金の配当	△ 10,000	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	11,453	1,453
当期変動額		
剰余金の配当	△ 10,000	-
当期変動額合計	△ 10,000	-
当期末残高	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,188	1,046
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600	△ 400
当期純利益又は当期純損失(△)	458	△ 298
当期変動額合計	△ 141	△ 698
当期末残高	1,046	347
利益剰余金合計		
前期末残高	1,188	1,046
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600	△ 400
当期純利益又は当期純損失(△)	458	△ 298
当期変動額合計	△ 141	△ 698
当期末残高	1,046	347
株主資本合計		
前期末残高	15,141	4,999
当期変動額		
剰余金の配当	△ 10,600	△ 400
当期純利益又は当期純損失(△)	458	△ 298
当期変動額合計	△ 10,141	△ 698
当期末残高	4,999	4,301

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
前期末残高		687		6
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 680		△ 123
当期変動額合計		△ 680		△ 123
当期末残高		6		△ 116
評価・換算差額等合計				
前期末残高		687		6
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 680		△ 123
当期変動額合計		△ 680		△ 123
当期末残高		6		△ 116
純資産合計				
前期末残高		15,828		5,006
当期変動額				
剰余金の配当		△ 10,600		△ 400
当期純利益又は当期純損失(△)		458		△ 298
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 680		△ 123
当期変動額合計		△ 10,821		△ 822
当期末残高		5,006		4,184

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 総平均法に基づく原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 時価法	為替予約取引
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8年～18年 器具備品 4年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法等の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法等に基づく方法に変更しております。 これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、法人税等の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法等に基づく方法により償却可能限度額まで償却が終了した後、残存価額を翌事業年度から5年間にわたって備忘価額まで均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 6年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>(3) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
_____	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度において、「現金」、「預金」として掲記されていたものは、当事業年度から「現金・預金」と表示しております。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において、「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）		当事業年度 （平成21年3月31日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物 2百万円		建物 5百万円
	工具、器具及び備品 116百万円		工具、器具及び備品 129百万円
2	関係会社に対する資産及び負債	2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 325百万円		その他未払金 24百万円
	未収入金 31百万円		
	未払配当金 3,500百万円		
	その他未払金 546百万円		
	未払手数料 280百万円		

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
1	関係会社に対する取引	1	関係会社に対する取引の主なもの
	営業費用 2,922百万円		事務委託費 611百万円
	特別利益 40百万円		
	特別損失 330百万円		
2	前期損益修正益の内訳	2	前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。
	法定福利費の過年度計上額の訂正 14百万円		
	過年度支払手数料の訂正 32百万円		
	その他 9百万円		
3	固定資産除却損の内訳	3	固定資産除却損の内訳
	器具備品 0百万円		ソフトウェア 4百万円
	長期前払費用 0百万円		建物 3百万円
4	前期損益修正損の内訳	4	前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。
	過年度投資顧問料の修正 330百万円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月20日 定時株主総会	普通株式	600	12,000	平成19年3月31日	平成19年6月21日
平成19年8月8日 取締役会	普通株式	6,500	130,000	平成19年8月9日	平成19年8月9日
平成19年12月19日 取締役会	普通株式	3,500	70,000	平成19年12月19日	平成19年12月19日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	268	420	151
	小計	268	420	151
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,286	140
	小計	1,427	1,286	140
合計		1,696	1,707	11

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額(百万円)	売却益(百万円)	売却損(百万円)
4,180	439	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	190
	小計	1,427	1,236	190
合計		1,711	1,645	65

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1．取引の状況に関する事項

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。 (2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 (3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。 (4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 (5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、総務人事部が行っております。	(1)取引の内容 同左 (2)取引に対する取組方針 同左 (3)取引の利用目的 同左 (4)取引に係るリスクの内容 同左 (5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。

2．取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成20年 3月31日現在)				当事業年度(平成21年 3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	179	-	179	0	-	-	-	-
合計		179	-	179	0	-	-	-	-

（前事業年度）

（当事業年度）

（注） 時価の算定方法
先物為替相場を使用しております。

期末残高がないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (百万円)	繰延税金資産 (百万円)
未払事業所税	経営構造改革関連損失引当金否認
1	40
賞与引当金否認	繰越欠損金
22	29
繰延税金資産合計	その他有価証券評価差額金
24	77
繰延税金負債	その他の税務調整項目
未払事業税	27
9	繰延税金資産小計
その他有価証券評価差額金	175
4	評価性引当額
繰延税金負債合計	175
14	繰延税金資産合計
繰延税金資産の純額	-
9	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金
	50
	繰延税金負債合計
	50
	繰延税金負債の純額
	50
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	税引前当期純損失が計上されているため、記載していません。
法定実効税率	
40.7	
(調整)	
寄付金	
10.4	
前期未払法人税等と実際納付額との差異	
5.4	
加算税、延滞税等否認	
0.3	
交際費等永久に損金にされない項目	
0.6	
均等割り	
0.3	
その他	
0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
46.5	

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有) 割合	事業の内容 または 職業	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,144	被所有 100%	純粋持株 会社	有	グループ 管理 会社	業務委託	762	未払金	190
								支払配当	10,600	未払配当 金	3,500

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	議決権等の所有 (被所有) 割合	事業の内容 または 職業	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	186百万円	-%	証券業	無	国内顧客向けファンド等の締結及び販売業務	販売会社への手数料	481	未払手数料	106
	EPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	19千米ドル	-%	高価運用業	無	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取 事務委託手数料	188 887	未収投資顧問料 未払金	99 271
	EPARK Asset Management International, Ltd.	英国ロンドン市	1,000千ポンド	-%	高価運用業	有	取引における条件・新規顧客向けサービス業務	販売会社への手数料	981	未払手数料	74
	EPARK International (Hong Kong)	中国香港特別行政区	8,411千米ドル	-%	高価運用業	有	海外指ファンドの運用・管理業務	事務委託手数料	86	未払手数料	88
	EPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	-%	高価運用業	無	海外指ファンドの運用・管理業務	運用報酬の受取	669	未収投資顧問料	244
	EPARK Value Op. LLC	米国ニューヨーク州	1千米ドル	-%	高価運用業	無	米国内ファンドの運用・管理業務	運用報酬の受取	98	未収投資顧問料	29

(注) 上記(1)～(2)の金額のうち、日本国内の会社については取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。又、日本国外の会社については取引金額及び期末残高に消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1). 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株 会社	(被所有) 直接100%	グループ管理会社	業務委託	611	未払金	24
							支払配当	400	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2). 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または職業	議決権の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社の 子会社	スパークス証券 株式会社	東京都 品川区	165百万 円	証券業	なし	国内顧客向 けファンド 等の斡旋及 び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨ ーク州	10千米ド ル	資産運用業	なし	米国内での 投資顧問業 務	運用報酬の受取 事務委託手数料	39 506	未収投資 顧問料 -	6 -
	SPARK Overseas Ltd.	英国領 バミューダ諸島	12千米ド ル	資産運用業	なし	海外系ファ ンドの運 用・管理業	販売会社への手数料	27	未払手数料	5
							運用報酬等の受取	501	未収投資 顧問料等	117

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2. 親会社又は主要な関連会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 100,133円73銭	1株当たり純資産額 83,693円8銭
1株当たり当期純利益 9,169円83銭	1株当たり当期純損失() 5,971円55銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	5,006	4,184
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	5,006	4,184
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	50,000	50,000

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	458	298
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(百万円)	458	298
期中平均株式数(株)	50,000	50,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

1 中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		2,266
未収委託者報酬		364
未収投資顧問料		355
未収入金		2
未収収益		0
前払費用		37
流動資産合計		3,028
固定資産		
有形固定資産	※1	28
無形固定資産		69
投資その他の資産		
投資有価証券		1,593
差入保証金		13
固定資産合計		1,704
資産合計		4,732

(単位:百万円)

		第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		9
未払手数料		157
その他未払金		244
未払費用		4
未払法人税等		8
未払消費税等	※2	4
その他		0
流動負債合計		428
固定負債		
繰延税金負債		43
固定負債合計		43
負債合計		471
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,500
資本剰余金		
その他資本剰余金		1,453
資本剰余金合計		1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		469
利益剰余金合計		469
株主資本合計		4,422
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△160
評価・換算差額等合計		△160
純資産合計		4,261
負債・純資産合計		4,732

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

		第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		909
投資顧問料収入		714
その他		2
営業収益合計		1,625
営業費用及び一般管理費	※1	1,509
営業利益		116
営業外収益	※2	7
営業外費用	※3	4
経常利益		119
特別利益	※4	6
特別損失	※5	3
税引前中間純利益		122
法人税、住民税及び事業税		1
法人税等調整額		-
中間純利益		121

(3) 中間株主資本等変動計算書

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

（単位：百万円）

株主資本		
資本金	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	2,500 - 2,500
資本剰余金		
資本準備金	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	1,453 △1,453 -
その他資本剰余金	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	- 1,453 1,453
資本剰余金合計	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	1,453 - 1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	347 中間純利益 121 469
利益剰余金合計	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	347 121 469
株主資本合計	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	4,301 121 4,422
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	△118 (純額) △44 △160
評価・換算差額等合計	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	△118 △44 △160
純資産合計	平成21年3月31日残高 当中間会計期間中の変動額 平成21年9月30日残高	4,184 77 4,261

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定して おります。）

2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 主な耐用年数は、以下の通りであります。 建 物 8年～18年 器具備品 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第4期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	90百万円
2 消費税等の取り扱い	
仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第4期中間会計期間 （自平成21年4月1日至平成21年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	6百万円
無形固定資産	26百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2百万円
雑収入	5百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	3百万円
雑損失	1百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
経営構造改革関連損失引当金戻入益	6百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	2百万円
固定資産売却損	1百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第4期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
その他	1,711	1,593	117
合計	1,711	1,593	117

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第4期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第4期中間会計期間 （自平成21年4月1日至平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	85,238円26銭
1株当たり中間純利益金額	2,429円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）
中間純利益（百万円）	121
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	121
期中平均株式数（株）	50,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 110億円（平成21年12月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成21年12月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称 日興コーディアル証券株式会社

資本金の額 100億円（平成21年12月末日現在）

事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社：該当事項はありません。

販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年5月18日 臨時報告書

平成21年7月17日 臨時報告書

平成21年8月10日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成21年9月17日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年1月8日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年5月12日から平成21年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月10日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井純子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成20年11月11日から平成21年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。